

指定介護予防支援事業者の指定について

1 法的位置づけ・指定基準（参考）

（１）介護保険法第 58 条第 1 項

指定介護予防支援は、市町村長が指定する指定介護予防支援事業者によって行われる。

（２）介護保険法第 115 条の 22 第 1 項

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行う。

【二重線の箇所は、令和 6 年 4 月 1 日付で改定】

（３）介護保険法第 115 条の 22 第 4 項

介護予防支援事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（４）介護保険法第 115 条の 31

指定は 6 年ごとにその更新を行わなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

（５）川崎市介護保険条例第 5 条の 3

川崎市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項、法第 5 条第 3 項に規定する施策の包括的な推進に関する事項並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

【指定基準（概要）】

施設区分	地域包括支援センター		居宅介護支援事業者
人員基準	管理者	・事業所ごとに配置すること。 ・常勤専従であること。 ・管理に支障がない場合は、当該事業所の管理者以外の職務、又は<u>当該地域包括支援センター</u>の職務に従事可能	・事業所ごとに配置すること。 ・常勤専従であること。 ・管理に支障がない場合は、当該事業所の管理者以外の職務、又は<u>他の事業所</u>の職務に従事可能
	従業者	・事業所ごとに配置すること。 ・1人以上必要数の介護予防支援担当職員（①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれか）を置くこと。 ・当該地域包括支援センターの職員等と兼務可能	・1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置くこと。 ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務可能
設備基準	設備及び備品等	・必要な広さの区画を有すること。 ・必要な設備及び備品等を備えること。	・左記と同様

※指定とは… 事業者あるいは施設が、法の定める施設・人員基準を満たしているか否かをチェックする確認行為で、行政の裁量権は狭く基準を満たしていれば指定を拒否することはできない。指定を受けることで介護保険制度の仕組みに乗ることができる。

※ 介護予防支援とは… 在宅の要支援者がサービスを適切に利用することができるよう、介護予防サービス計画を作成し、サービス提供の確保のために連絡調整その他の便宜を行うこと。

指定介護予防支援事業所一覧(新規・更新事業所)

1. 指定介護予防支援に係る指定申請のあった居宅介護支援事業所(令和7年8月1日から令和7年12月1日の指定分)

法人名	既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所番号	既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所名	事業所所在地	開設年月日 (居宅介護支援)	開設年月日 (介護予防支援)
株式会社リリアン	1475401574	リリアン・ケアサービス	川崎市多摩区西生田2-6-21 リリアンビル	平成22年10月1日	令和7年10月1日
アークス合同会社	1475101851	アークス居宅介護支援事業所	川崎市幸区塚越4-345-3 セントラルコーポ127	平成26年12月1日	令和7年10月1日
社会福祉法人寿楽園	1475500979	ケアプランセンター青鷲	川崎市宮前区野川台3-7-1	平成18年10月1日	令和7年10月1日
1 有限会社野いちご	1475303739	あおばケアサービス	川崎市高津区久地4-12-1 川辺ビル201	令和7年9月1日	令和7年10月1日

2. 指定介護予防支援に係る更新申請のあった事業所(令和7年8月1日から令和7年11月1日の指定更新分)

該当なし

3. 指定介護予防支援に係る更新申請予定の事業所(令和7年12月1日から令和9年3月1日の指定更新予定分)

法人名	事業所番号	事業所名	事業所所在地	指定更新(予定)年月日
1 社会福祉法人 照陽会	1405100056	みんなと暮らす町 介護予防支援事業所	川崎市幸区東古市場116-12	令和8年4月1日
2 社会福祉法人 春日会	1405200062	社会福祉法人春日会 とどろき地域包括支援センター	川崎市中原区今井南町8-5 アイテック武蔵小杉101	令和8年7月1日